

議案第23号

高根沢町水道事業給水条例の一部改正について

高根沢町水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月29日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町水道事業給水条例の一部改正の概要について

1 改正理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月26日に公布され、令和6年4月1日から厚生労働省が所管している水道整備・管理行政（水質又は衛生に関する水道行政は除く。）については、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に移管されることから、所要の改正をするものです。

2 改正内容

水道法の規定を引用している箇所中、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。（第5条第1項、第34条第2項、第37条第1号）

3 施行日

令和6（2024）年4月1日

高根沢町水道事業給水条例の一部を改正する条例

高根沢町水道事業給水条例（平成10年高根沢町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この<u>限り</u>でない。</p> <p>(過料)</p> <p>第37条</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p>	<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この<u>限り</u>ではない。</p> <p>(過料)</p> <p>第37条</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。